



大津市公報

平成 30 年 4 月 1 日
号外 (第 25 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

企業局管理規程

5	大津市企業局事務分掌規程の一部改正.....	1
6	大津市企業局事務決裁規程の一部改正.....	2
7	大津市企業局文書取扱規程の一部改正.....	4
8	大津市企業局職員の職名規程の一部改正.....	5

企業局管理規程

大津市企業局管理規程第 5 号

大津市企業局事務分掌規程 (昭和40年公営企業部管理規程第 2 号) の一部を次のように改正する。

平成30年 4 月 1 日

大津市公営企業管理者 山 極 正 勝
「 営業推進室

第 2 条第 3 項中「ほか、」の次に「部又は」を加え、「企業総務課」を「企業総務部」に、 安全サービス課
ガス施設管理室」

を 「維持管理課
ガス施設管理室」 に改め、同条第 4 項を次のように改める。

4 前 3 項に定めるもののほか、企業総務課に出先機関として研修センターを置く。

第 2 条の 2 中「 (経営戦略課を除く。) 」を削り、「施設整備課」の次に「及び浄水課」を加える。

第 3 条第 1 項中「、次長」及び「、場長」を削り、同条第 2 項中「管理監、」を削る。

第 4 条の表次長の項、場長の項及び管理監の項を削る。

第 6 条第12号中「、課及び危機管理室」を「及び課」に改める。

第 7 条各号を次のように改める。

同の事業の経営企画、経営戦略及び広報活動に関すること。

同の事業に係る計画の総合調整に関すること。

同の事業の経営に係る調査及び研究に関すること。

料金及び使用料の制度の調査、検討及び設定に関すること。

都市ガスの購入に関すること。

都市ガスの小売営業に関すること。

ガス事業関連会社との連絡調整に関すること。

課及び官民連携推進室の一般庶務に関すること。

第 9 条中第 9 号を第14号とし、第 8 号を第13号とし、第 7 号を第12号とし、第 6 号を第10号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

市有物件災害共済に関すること。

第 9 条中第 5 号を第 8 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

局が所管する市有自動車に係る事故防止及び事故処理に関すること。

第 9 条第 4 号中「購入契約及び」を「購入等の入札及び契約並びに」に改め、同号を同条第 6 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

企業局委託業務等契約審査委員会に関すること。

第 9 条第 3 号中「建設工事請負業者」を「建設工事請負業者等」に改め、同号を同条第 4 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

企業局建設工事等契約審査委員会に関すること。

第 9 条第 2 号中「建設工事」を「建設工事等」に改め、同号を同条第 3 号とし、同条第 1 号の次に次の 1 号を加える。

企業局入札監視委員会に関すること。

第12条第12号中「ガス導管整備事業」を「ガスの導管（内管を除く。以下「ガス導管」という。）の整備事業」に改め、同条第13号中「本支管」を「ガス導管」に改める。

第13条第3号中「ガスの本支管（以下「ガス本支管」という。）」を「ガス導管」に改める。

第16条第1号中「ガス本支管並びに下水道」を「ガス導管並びに公共下水道」に改め、同条第5号中「ガス本支管」を「ガス導管」に改め、同条第7号中「ガス供給施設」を「ガス導管」に、「協議及び申請事務」を「更新」に改め、同条第9号中「下水道台帳」を「公共下水道台帳」に改める。

第19条施設整備課の項第5号中「、真野浄水場及び膳所浄水場」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同条浄水課の項第2号中「柳が崎浄水場」を「浄水場」に改め、同項第3号中「柳が崎浄水場」を「浄水場」に、「同浄水場」を「浄水場」に改め、同項第4号中「柳が崎浄水場及び同浄水場」を「浄水場及び浄水場」に改める。

第20条危機管理室の項に次の1号を加える。

室の一般庶務に関すること。

第20条官民連携推進室の項第2号中「大津市ガス事業の在り方検討委員会」を「大津市ガス特定運営事業等」に改め、同条営業推進室の項を削る。

第21条を次のように改める。

（研修センターの分掌事務）

第21条 研修センターの分掌事務は、職員研修の実施に関することとする。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において次の表の左欄に掲げる組織における職（大津市企業局事務分掌規程第3条に規定する職をいい、当該職の事務取扱を含む。以下この項において同じ。）を命ぜられていた者は、別に辞令を発せられない限り、施行日をもって、同表の右欄に掲げる組織における同一の職を命ぜられたものとみなす。

企業総務部経営戦略課営業推進室	企業総務部経営戦略課
施設部安全サービス課ガス施設管理室	施設部維持管理課ガス施設管理室

3 施行日の前日において企業総務部企業総務課危機管理室主任兼務を命ぜられていた者は、別に辞令を発せられない限り、施行日をもって、企業総務部危機管理室主任兼務を命ぜられたものとみなす。

（大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の施行に関する企業局管理規程の一部改正）

4 大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の施行に関する企業局管理規程（平成24年企業局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

第3条中「次長」を「企業総務長」に改める。

大津市企業局管理規程第6号

大津市企業局事務決裁規程（昭和60年企業局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

平成30年4月1日

大津市公営企業管理者 山 極 正 勝

第2条第10号中「次長を」を「企業総務長、技術事業長及び施設事業長を」に改め、同条第11号中「、場長」を削り、「室長」の次に「（次号に規定する室長を除く。）」を加え、同条第12号中「所長（」を「室長（官民連携推進室長に限る。）」、所長（」に改める。

第5条第1項中「受け、」の次に「部の」を加える。

第5条の2第1項から第4項までを削り、同条第5項を同条とする。

第14条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定合議先職位が必要と認める場合は、2人以下の所属職員に合議させることができる。

別表第1号の表3の部12の項第1号中 「企業総務課長 経営経理課長 契約管財課長」 を 「経営経理課長 契約管財課長」 に改め、同項第3号中

4 保証金の徴収又は減免の決定

別表第 2 号の表お客様設備課の部 1 の款 2 の項中

水道ガス整備課長 下水道課長	水道ガス整備課長の合議は水道に関するものに、下水道課長の合議は下水道に関するものに限る。	を	水道ガス整備課長 水道ガス改良課長 下水道課長 維持管理課長	水道ガス整備課長及び水道ガス改良課長の合議は水道に関するものに、下水道課長及び維持管理課長の合議は下水道に関するものに限る。	に改める。
-------------------	----------------------------------------------	---	-----------------------------------------	----------------------------------------------------------------	-------

附 則

この規程は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

大津市企業局管理規程第 7 号

大津市企業局文書取扱規程（昭和30年公営企業部管理規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

平成30年 4 月 1 日

大津市公営企業管理者 山 極 正 勝

第 4 条第 1 項中「、分室及び浄水場」を「及び分室」に改める。

第33条中「公文書」を「文書」に改める。

第34条中「公文書」を「文書」に改め、同条第 2 号中「明りょう」を「明瞭」に改め、同条第 3 号中「つとめて」を削る。

第35条の見出しを「（押印）」に改め、同条中「公文書」を「発信する文書」に、「は、記号、番号、年月日、あて名及び発信者名」を「、次条に規定する記号及び番号、年月日、宛名並びに発信名」に、「押印し」を「押し」に、「して施行」を「するものと」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、本市又は名宛人の法律上の権利又は義務に直接影響を及ぼさないと認められる文書その他軽易な文書については、公印を省略することができる。

第37条を削る。

第36条第 1 項第 3 号中「あて名」を「宛名」に改め、同条を第37条とする。

第35条を第36条とし、第34条の次に次の 1 条を加える。

（記名等）

第35条 文書（庁内文書を除く。）の発信は、公営企業管理者名をもってしなければならない。ただし、次の各号に該当する文書は、当該各号に定める発信名を用いることができる。

都道府県若しくは市町村の部課長に発する文書又は市内の官公署に発する軽易な文書 局長又は主管課長等の職名

主管課長等宛ての照会、協議等に対する回答文書で、その内容が主管課長等限りで処理できるもの 主管課長等の職名

法人、団体又は個人に発する軽易な文書 局長又は主管課長等の職名

2 前項各号に掲げる文書の発信名には、職名のほかに氏名を記載するものとする。ただし、当該文書の性質上、氏名を記載しないことが適当なものについては、この限りでない。

3 庁内文書の発信名及び宛名は、氏名を記載することが適当なものを除き、職名のみを記載するものとする。

4 発信する文書（他に様式の定めがあるものを除く。次条において同じ。）には、当該文書に係る事務の主管課の名称、担当する職員の職名及び氏名、電話番号、ファクシミリ番号並びに電子メールアドレス（電子メールの利用者を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。）をその末尾に記載しなければならない。

ただし、それらを記載しないことが適当なものについては、この限りでない。

第45条第1項中「いう。)は」を「いう。)を」に改め、同条第2項中「、事務処理」を「又は事務処理」に改める。

別表中「付属機関」を「委員会等」に改める。

様式第2号中「局長 次長」を「局長」に改める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

大津市企業局管理規程第8号

大津市企業局職員の職名規程(昭和27年公営企業部管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

平成30年4月1日

大津市公営企業管理者 山 極 正 勝

第3条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号を第6号とし、第9号を第7号とし、第10号を削り、第11号を第8号とし、第12号から第19号までを3号ずつ繰り上げる。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。